

優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関する構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について

令和2年9月30日
経済産業省 製造産業局
化学物質管理課 化学物質安全室

「経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第40号。以下「施行規則」という。）」が改正され、平成30年8月31日に公布、平成31年4月1日から施行されました。それに基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）第9条の規定による優先評価化学物質の製造数量等の届出の際に、届出対象物質に関する構造・組成について参考となる事項を記載した書類（以下「添付書類」という。）を必要に応じて添付いただくこととなりました。

別紙1「届出対象物質に関する構造・組成について参考となる事項を記載した書類を添付する必要がある優先評価化学物質一覧（2021年度届出（2020年度実績）」に掲載した優先評価化学物質については、届出書に記載された情報からだけでは化学物質を同定できないことから、より適切な化学物質の評価・管理を行うために、化学物質の構造・組成等の情報が必要となっております。

つきましては、2021年度届出（2020年度実績）において、別紙1に掲載した優先評価化学物質について届出する際は、別紙2「届出対象物質に関する構造・組成について参考となる事項記載要領」の事項の添付をお願いいたします。

なお、それぞれの物質ごとに、添付書類の様式を用意しましたので、そちらに必要事項を記載し、ご提出をお願いいたします。記載の際は、別紙2及び様式にある記入例を参考にしてください。

添付書類から、化学物質が取り扱われている実態を把握し、より適切なリスク評価を進めてまいりたいと考えております。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

届出対象物質に関しての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を添付する必要がある優先評価化学物質一覧（2021年度届出（2020年度実績））

通し番号	優先評価化学物質の名称
222	(アンヒドロ (又はジアンヒドロ) グルシトールとドデカン酸のモノエステル) と α -ヒドロ- ω -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) のモノ (又はポリ) エーテル

<記載上の注意点>

○「2. 構造・組成等の情報」については、物質ごとに記載する項目が異なります。物質ごとに異なる項目については、各様式に記載している注記を参照してください。

○届出書に記載した優先評価化学物質の通し番号、官報公示名称があらかじめ表示されている様式をご利用ください。なお、同じ優先通し番号に該当する異なる化学物質を製造しているなど、ある優先通し番号について届出を複数行う場合は、届出書ごとに当該添付書類を作成し、各々の届出書に添付してください。

○届出物質が化審法運用通知2-1(2)③の規定により新規化学物質として取り扱わないものとされたブロック重合体やグラフト重合体に該当する場合には、本添付書類を作成いただく必要はありません。なお、届出物質が単一の優先評価化学物質通し番号に該当するブロック重合体及びグラフト重合体である場合は、本添付書類を御提出いただく必要がありますので、御留意ください。

○1つの化学物質について複数の用途がある場合は、用途番号及び詳細用途番号ごとに行を分けて記載してください。

○合計出荷数量1トン以上だが、各用途別出荷数量1トン未満の場合は、添付書類の用途番号は空欄、出荷数量は合計出荷数量を記載してください。

○輸入したものを自社内中間物として使用する場合は、添付書類の用途番号は空欄、出荷数量は0トンと記載してください。

1. 届出書情報

- ・ 届出者の氏名又は名称

届出書の「①届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名」欄に記載した届出者の氏名又は名称を記載してください。法人代表者の氏名の記載は必要ありません。

- ・ 法人番号

届出書の「②法人番号」欄に記載した法人番号を記載してください。

- ・ 物質名称

届出書 2. (1)⑤[物質名称]に記載した物質名称を記載してください。

※製造・輸入した物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は、届出書 2. (1)④[官報公示名称]に記載した物質名称を記載してください。

- ・ CAS 登録番号 (CAS RN)

届出物質の CAS 登録番号 (CAS RN) を把握している場合は CAS 登録番号 (CAS RN) を記載してください。

2. 構造・組成等の情報

- ・ 用途番号及び詳細用途番号

届出書の「出荷に係る用途番号」欄に記載した用途番号及び詳細用途番号を記載してください。

- ・ 出荷数量

具体的な用途ごとに出荷数量を記載してください。

- ・ 製造数量

具体的な用途ごとに製造数量を記載してください。

- ・ 輸入数量具体的な用途ごとに輸入数量を記載してください。

※電子届出または光ディスク届出の場合は、ファイル名に以下の点を追記のうえ添付してください。

①ファイル名に届出者の事業者名を追記してください。

例： youshiki_yusen_●●経済産業株式会社.xlsx

②同じ通し番号に該当する添付書類が複数ある場合は、ファイル名に枝番を追記してください。

例： youshiki_yusen_●●経済産業株式会社(1).xlsx

youshiki_yusen_●●経済産業株式会社(2).xlsx

youshiki_yusen_●●経済産業株式会社(3).xlsx

・
・
・

添付書類に関する問い合わせ先

- ・「2. 構造・組成等の情報」の設問について

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)

化学物質管理センター リスク評価課

WEB 問合せ：NITE 化審法連絡システム

[https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.ht](https://www.nite.go.jp/chem/kasinn/kasinnrenraku/toiawase/informationForm.html)

[ml](#)

※お問い合わせ分類は「5. 一般化学物質等の製造数量等の届出手続きに関するお問合せ」を選択してください。

TEL：03-5738-2860

- ・その他の問合せ

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室

TEL：03-3501-0605

FAX：03-3501-2084

E-mail:qqhbbfa@meti.go.jp